

一般社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程

規程第21号

< 制定 > 平成25年7月20日
改正 平成28年3月5日
改正 令和2年3月22日
改正 令和2年11月8日
改正 令和3年2月1日
最新改正 令和5年1月22日

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という）組織規程（規程第3号）および同委員会の設置及び運営に関する規程（規程第4号）に基づき設置される、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するための権利擁護に関する事業を実施する「権利擁護センターぱあとなあ千葉」（以下、「ぱあとなあ千葉」という）の運営に関し必要な事項を定める。

（会員）

第2条 ぱあとなあ千葉の会員は、ぱあとなあ千葉が定める登録員および準登録員をもって構成し、第6条に定める運営委員をもって本会委員会の設置及び運営に関する規程第12条に規定する委員とする。

2 「登録員」とは、本会正会員であって、成年後見人養成研修（委託集合研修、通信研修、都道府県社会福祉士会研修）を修了し、本会ぱあとなあ千葉名簿登録規程（規程第22号）（以下、「名簿登録規程」という）に定める手続きを経て、「成年後見人等候補者名簿」（以下、「ぱあとなあ名簿」という）に登録した者をいう。

3 「準登録員」とは、「登録員」以外の本会正会員であって、前項の成年後見人養成研修を修了し「ぱあとなあ名簿」に登録していない者、養成研修を受講中の者、今後養成研修を受講し「ぱあとなあ名簿」に登録する意思を有する者、および「ぱあとなあ千葉」の事業目的に賛同し「ぱあとなあ千葉」の活動に積極的に参加する熱意を有する者で、ぱあとなあ千葉所定の申込書を本会に提出した者をいう。

（事業内容）

第3条 「ぱあとなあ千葉」は、次に掲げる事業を行う。

- （1）権利擁護に関する相談事業
- （2）権利擁護に関する調査、研究および普及活動に関する事業
- （3）成年後見人等候補者の養成に関する事業
- （4）成年後見人等及び未成年後見人候補者の名簿登録に関する事業
- （5）成年後見人等・成年後見監督人等・未成年後見人・未成年後見監督人の候補者の紹介に関する事業
- （6）法人後見、法人後見監督に関する事業

運営規程改正（2023年1月22日）

（7）登録員に対する報酬助成事業

（8）（1）から（7）の各事業に関連する、登録員の支援および指導に関する事業

（9）その他関連する事業

（苦情対応）

第4条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

2 苦情申し立ての手続きおよび対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

（賠償保険）

第5条 本会は、第3条に定める事業実施のため、それらの事業を対象とする社会福祉士賠償責任保険に加入する。

2 第3条第1項第6号の事業を実施するときは、その事業を対象とする社会福祉士賠償責任保険に加入する。

（運営委員会）

第6条 ぱあとなあ千葉は、第3条に定める事業を推進するため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は18名以内の登録員をもって組織し、委員は次に掲げる者の中から理事会の承認を得て本会会長が委嘱する。

（1）本会「ぱあとなあ千葉」担当理事

（2）「登録員」であって権利擁護および成年後見制度に関して相当の識見と熱意があると認められる者

（運営委員長）

第7条 運営委員長は、運営委員に委嘱された本会「ぱあとなあ千葉」担当理事の職にある者の中から、理事会において選任する。

2 運営委員長は、運営委員会を代表し、「ぱあとなあ千葉」の運営を統括する。

3 運営委員長は、事業および運営について本会理事会に報告する。

（副委員長）

第8条 運営委員会に2名以内の副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員の互選によって選任するものとする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（任期）

第9条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、連続して4期を超えて委嘱されることはできないものとする。

2 任期途中に就任した委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

運営規程改正（2023年1月22日）

（会計）

第10条 運営委員会に2名以上の会計担当者を置くものとする。

2 会計担当者は「ばあとなあ千葉」の会計に関する事務を遂行する。

（会議）

第11条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 運営委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させて意見を求めることができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、運営委員長の決するところによる。

5 議事録は、運営委員会の開催毎に作成し、本会事務局に常備し閲覧に供する。閲覧の場所、方法等については、一般社団法人千葉県社会福祉士会情報公開規程（規程第13号）第4条、第5条（第2項を除く）の規定に準ずる。

（部会の設置）

第12条 運営委員会は、部会を設置することができる。

（1）研修部会

（2）コーディネート部会

（3）業務管理部会

（4）リスクマネジメント部会

（5）報酬助成審査会

（6）その他事業の推進に必要な部会

2 各部会は、運営委員長が指名した運営委員および委員長、副委員長のいずれか1名以上により構成する。

3 部会長は、運営委員の中から運営委員長が指名し、部会の業務を統括する。

4 部会に付託された事項は、部会の検討結果を運営委員会に報告し、その承認を得なければならない。

（名簿登録料および準登録員会費）

第13条 登録員は、名簿登録料として、毎年度10,000円を納付しなければならない。

但し、当該年度10月1日以降に新規に名簿登録された者についてはこれを5,000円とする。

2 準登録員の会費は、年1,000円とする。但し、会費を2年以上継続して滞納した者は、準登録員としての資格を失うものとする。

3 本会は、名簿登録料および準登録員会費を下記の費用に充てる。

（1）ばあとなあ千葉の運営費

（2）日本会の「都道府県社会福祉士会負担金

（3）ばあとなあ保険の基礎保険料および被害者救済基金拠出金

（受任会費）

第14条 登録員は、受任している法定後見案件および任意後見案件（以下、両案件を併せて「受任案件」という）について、毎年、名簿登録規程第11条に定める2月の定期報告における1月末の受任案件数に応じた受任会費を納付しなければならない。

2 受任会費は、受任案件1件につき2,000円とする。

3 受任会費は、第3条第7項に定める登録員に対する報酬助成事業の他、同条第5項に定める成年後見人等・成年後見監督人等・未成年後見人・未成年後見監督人の候補の紹介に関する事業、及び同条第8項に定める登録員の支援及び指導に関する事業の費用に充てることができる。

4 受任会費の納付に関する規程は、別にばあとなあ千葉運営委員会が提案し、理事会が定める。

（報酬助成）

第15条 登録員の受任案件において、やむを得ない事情により、受領できる後見人等（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人）の報酬が年額150,000円未満となった場合には、ばあとなあ千葉は、当該登録員の請求に基づき、請求事情を審査の上、報酬助成することができる。

2 報酬助成の請求要件、手続き等の規程は、別にばあとなあ運営委員会が提案し、理事会が定める。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

（改廃）

第17条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

1 この規程は、制定の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和2年4月1日から適用する。

2 前項の規程にかかわらず、第14条の受任会費の納付については、令和3年2月の定期活動報告分から適用する。

3 第1項の規程にかかわらず、第15条の報酬助成の実施については、令和3年4月1日以後の申請分から適用する。

4 この規程の施行後3年を目処として、受任会費及び報酬助成の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

運営規程改正（2023年1月22日）

附 則

1 この規程は、改正の日から施行し令和3年2月1日から適用する。

附則

1 この規程は、改正の日から施行し令和5年4月1日から適用する。